

令和元年10月1日

消費税の軽減税率制度が始まります。

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に
酒類・外食を除く飲食料品等については8%の軽減税率が適用されます。

8%

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品



生鮮食品



飲料



加工食品

飲食料品の テイクアウト デリバリー



10%

標準税率(10%)の対象品目

酒類



外食 イートイン ケータリング



その他



一体資産

おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産が一体となっているものを言います。

税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率(8%)の対象となります。(それ以外は全体が標準税率(10%)の対象です)



軽減税率(8%)対象品目と標準税率(10%)の区別※

※適用税率は、原則的にお店側が販売時点で判定します。

類似品があるものの区別-1

8%

- ・エナジードリンク
- ・特定保健用食品など



特定保健用食品などは8%

10%

- ・ドリンク剤
(医薬品・医薬部外品等)



医薬品、医薬部外品の表示があるドリンク類は10%

類似品があるものの区別-2

8%

- ・アルコール分が1度未満



ノンアルコールビールやみりん風調味料などは8%

10%

- ・アルコール分が1度以上



アルコール分が1度以上のもの(酒類)は原則10%

持ち帰りとお食・イートインなどの区別

8%

- ・飲食料品のデリバリー、持ち帰り、テイクアウト



持ち帰りやテイクアウト、デリバリーした場合は8%

(お客様の意思を確認した上で、お店側が販売時点で判定します。)

10%

- ・外食、イートイン、ケータリング



同一の飲食料品であっても、お店で食べた場合は10%

送料込みと送料別途の区別

8%

- ・送料込み



商品価格=4,000円(実質送料込)
消費税額=320円(8%)
合計=4,320円

10%

- ・送料別途



商品価格=3,000円+送料1,000円
消費税額=240円(8%)+100円(10%)
合計=4,340円

食品と食品以外の組合せ商品の区別

8%

- ・玩具付きお菓子、カード付きお菓子など



税抜価額が1万円以下かつ食品価額が2/3以上

10%

- ・ティーカップ付き紅茶、高価な容器の洋菓子など



税抜価額が1万円超または食品価額が2/3未満

カタログギフトは標準税率(10%)

10%

- ・飲食料品のみを取り扱うカタログギフトでも標準税率(10%)になります。

